

1 児童福祉司任用後研修到達目標（案）

2
3 <一般到達目標(General Instruction Objective [GIO])>

- 4 ・子ども家庭ソーシャルワーク（ケアワーク、ソーシャルアクション等）として子どもの
5 権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを行うことができる

6
7 <個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SBOs])>

8 1. 知識

- 9 ・ソーシャルワークについて、説明することができる
- 10 ・ソーシャルワークの方法について述べるができる
- 11
- 12 ・児童相談所（市区町村含める）の児童家庭相談の業務の流れについて述べることができ
13 ける
- 14 ・児童相談所の業務について説明することができる
- 15 ・児童相談所の相談援助活動の流れについて説明することができる
- 16 ・児童相談所の他職種（心理職を含む）について説明することができる
- 17 ・子どもの環境変化（一時保護時及び施設入所時等）とその影響について説明すること
18 ができる
- 19 ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、個人情報の扱いについて述べることが
20 できる
- 21 ・子どもの意見・意向を適切に聞き、合意形成をすることの意義について理解し、述べ
22 ることができる
- 23 ・子ども及び保護者の意向確認の重要性について説明することができる
- 24 ・児童福祉に関する最新の政策とサービスについて述べるができる
- 25 ・子ども、障害児、ひとり親家庭に対する手当やサービスについて理解し、説明するこ
26 とができる
- 27 ・児童相談所が行う業務の法的根拠を説明することができる
- 28 ・児童相談所に関する法的権限について述べることができる
- 29 ・児童相談所運営指針について述べることができる
- 30
- 31 ・子どもの権利及び権利条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加
32 する権利）について述べることができる
- 33 ・国連総会採択決議「児童の代替的養護に関する指針」の骨子を述べることができる
- 34 ・施設の運営指針、市区町村の運営指針、里親の運営指針の骨子を述べることができる

- 36 ・児童福祉法及び関連法（児童虐待の防止等に関する法律、少年法など）の理念について説明することができる
- 37
- 38 ・児童福祉法及び関連法における市区町村、都道府県、国の役割について説明することができる
- 39
- 40 ・児童福祉法における児童相談所の権限について説明することができる
- 41 ・児童福祉司指導、措置、一時保護、家庭裁判所送致など、児童相談所固有の行政権限を的確に説明することができる
- 42
- 43 ・児童福祉法第28条に基づく措置、親権停止・喪失の申立てなど家庭裁判所への申立てについて、理解し、説明することができる。
- 44
- 45 ・児童福祉法及び関連法の法体系の変遷や背景を説明することができる
- 46 ・民法における親権の理念及びその制限に関して述べるすることができる
- 47 ・親権・（特別）養子縁組など子ども家族にかかる民法について説明することができる
- 48 ・社会的養護（養子縁組・特別養子縁組含む）について説明することができる
- 49 ・社会的養護に関しての費用徴収について理解し説明することができる
- 50
- 51 ・子どもの成長の見立て方(母子健康手帳、成長曲線等)について述べるすることができる
- 52 ・子どもの運動発達のマイルストーンについて述べることができる
- 53 ・子どもの精神発達の概要について述べることができる
- 54
- 55 ・心理検査、心理療法の適用について、述べることができる。
- 56 ・家族機能の評価の方法を述べることができる
- 57
- 58 ・担当地域のリソースとそのアクセスの仕方について述べることができる
- 59
- 60 ・子ども虐待のリスク因子に関して述べることができる
- 61 ・子ども虐待やその他の逆境体験による心身のダメージについて述べることができる
- 62 ・子ども虐待に関する系統的な知識を有し、説明することができる
- 63 ・虐待被害児童に対する診察技術に関する知識を有し、説明することができる
- 64 ・身体的虐待と事故の鑑別に関して述べることができる
- 65 ・子ども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言の趣旨を理解し、説明することができる
- 66
- 67 ・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して述べることができる
- 68 ・子ども虐待による頭部外傷や性的虐待の被害事実確認を含めた評価方法を述べることができる
- 69
- 70 ・心理的虐待（家庭の中の暴力にさらされた状態を含む）を受けた子どもの所見及び心理的虐待の判断について述べることができる
- 71

- 72
- 73 ・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について述べるができる
- 74 ・子どもの自立支援の在り方について述べるができる
- 75 ・子どもの生活に関する諸問題（非行、不登校、ひきこもり、いじめ、貧困、自殺、家
- 76 庭内暴力、児童買春、児童ポルノ被害等）への対応について説明することができる
- 77 ・児童買春、児童ポルノ被害に関する概念を理解し、説明することができる
- 78 ・子ども集団における、いじめや不登校の現状と課題を理解し、説明することができる
- 79
- 80 ・障害に対する基礎的な知識・制度について述べるができる
- 81 ・障害支援区分認定等により利用できるサービス体系を理解し、説明することができる
- 82 ・障害手帳、療育手帳、精神保健手帳について理解し、説明することができる
- 83 ・子ども及び保護者の精神疾患、知的障害、発達障害等の精神症状、行動特性について
- 84 説明することができる
- 85
- 86 ・保護者の特性に関する評価の方法について述べるができる
- 87 ・家族関係、家族力動の評価のあり方について説明することができる
- 88 ・保護者との面接に必要な態度、姿勢、技術について述べるができる
- 89
- 90 ・アドミッションケアからリービングケア・アフターケアについて説明することができる
- 91 する
- 92
- 93 ・スーパービジョンの意味を理解し、説明することができる
- 94 ・児童福祉審議会の役割について述べるができる
- 95 ・児童福祉司として身につけるべき倫理について述べるができる
- 96 ・関係団体の役割・機能について知る
- 97
- 98 ・行政処分に対する不服審査や行政処分について理解し、説明することができる
- 99 ・社会的養護のプロセスについての意義を理解し、説明することができる
- 100 ・親子関係再構築の意義を理解し、説明することができる
- 101 ・就籍についての手続きを理解し、説明することができる
- 102
- 103 2. 技術
- 104 ・子どもの年齢にあった聞き取りを行うことができる
- 105 ・子どもの意見・意向を適切に聞くことができる
- 106 ・子どもの発達年齢に基づいた問題点の把握を行うことができる
- 107 ・子どもの心身の状態について概ねの評価ができる

- 108 ・そのために必要であれば適切に専門家の評価を得ることができる
- 109 ・保護者に対して児童相談所が行えることを提示できる
- 110 ・家族及び関連する人々から十分な情報をとる計画を立て、実行することができる
- 111 ・親子関係、家族関係、拡大家族関係、地域との関係など、関係性の問題に関する把握を行うことができる
- 112
- 113 ・子どもの所属機関や関係機関から正確な社会調査を行うことができる
- 114 ・本人・家族・関係機関・近隣住民等からの情報に基づいて子ども及びその家族機能
- 115 に関する適切なアセスメントと見立てを行うことができる
- 116 ・上記の見立て及びその事例の見通しに関して関係機関等に説明し、適切に意見を求
- 117 めて調整することができる
- 118
- 119 ・介入方法に関する児童相談所の意見を子どもにその年齢に応じた説明ができ、その
- 120 家庭、関係機関にも適切に説明して、その意見も聞き、介入方法決定に反映させる
- 121 ことができる
- 122 ・子ども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入を行う
- 123 ことができる
- 124 ・子ども虐待対応の介入型のソーシャルワークを行うことができる
- 125 ・子ども虐待の判断に関して、情報収集、リスクアセスメント、子どもの心身のアセ
- 126 スメント、家族機能のアセスメント、専門家へのコンサルトなどを適切に行い、虐
- 127 待の有無を適切に評価できる
- 128 ・重症度判定のリスクアセスメントができる
- 129 ・非行を含めた子どもの行動の問題に関して適切な見立てとそれに基づく介入を適切
- 130 に行うことができる
- 131 ・触法少年・ぐ犯少年に対する対応ができる
- 132 ・少年法に基づく家庭裁判所送致等の手続きができる
- 133 ・児童相談所内で適切に自らの社会診断について総合的に説明し、情報共有ができ、
- 134 適切な介入に関する所内の決定に結び付けることができる
- 135 ・在宅支援においては、アセスメントに基づいた介入及び支援を関係機関と連携し
- 136 て計画することができる
- 137
- 138 ・親権行使の制限等にあたり、行政手続法等に基づく適正な手続きをふまえた対応が
- 139 できる
- 140 ・児童相談所の権限行使に関して、関係機関の意見も聞き、適切な連携のもとに決定
- 141 することができる
- 142 ・上記の決定に関して、当該子どもにはその年齢に応じた十分な説明ができ、その家
- 143 庭や関係機関に適切な説明ができる

- 144
- 145 ・ 児童相談所内の児童福祉司、児童心理司、一時保護所等を上手に協働させて対応す
146 ることができる
- 147 ・ 他機関のコーディネートができる
- 148 ・ 多職種により実施されるカンファレンスにおける見立て、多職種連携を行うことが
149 できる
- 150 ・ 保護者等も含めた関係機関とネットワークを構築できる
- 151 ・ 児童相談所が連携できる他の専門機関等に関する知識を有し、活用することができ
152 る
- 153 ・ 児童相談所機能だけでは対応できないケースに対応するため、必要な資源は何か、
154 それらは地域のどこにあってどう結び付けていけばいいのかという、コーディネート
155 ができる
- 156 ・ 要保護児童対策地域協議会に参加して適切な連携ができる
- 157 ・ 相談ケースに関し、子ども虐待相談を含め、関係機関との連携のもとに、適切に継
158 続的なケース・マネージメントを計画し、関係機関と共有し、実行することができる
- 159 ・ 児童福祉司指導の市区町村等への委託に関して、適切にマネージメントでき、協働
160 することができる
- 161 ・ 社会資源の開発（ソーシャルアクション）と活用することができる
- 162 ・ 予後を見定め、適切な支援を行うための総合的かつ包括的なアセスメントができる
- 163 ・ 子ども虐待以外の養護相談について、市区町村の在宅支援サービスとの整合性を図
164 り、適切に対応することができる
- 165
- 166 ・ 社会的養護に委ねる場合は、子どもに十分に説明し、意見を十分に聞き、適切なマ
167 ッチングを行うことができる
- 168 ・ 社会的養護関係者に子どもとその家庭に関する見立てと見通しを伝えることができ
169 る
- 170 ・ 家庭復帰が適切なケースについては、家庭復帰プログラムを作成し、家庭復帰を進
171 めることができる
- 172 ・ 社会的養護関係者とともに、適切に自立支援を行うことができる
- 173 ・ 子どもが実親家庭に戻る、又は里親家庭又は養子縁組に移行していくプロセスの中
174 で適切なソーシャルワークを行うことができる
- 175 ・ 里親希望者に対して、里親の目的や種別、条件等について案内することができる
- 176 ・ 里親からの相談に的確にこたえることができる
- 177 ・ 子どもを社会的養護に委ねている間、市区町村や地域の社会福祉関係者・関係機関
178 及び社会的養護関係者とともに、その子どもの家庭の支援を計画し、実行するた
179 めの継続的マネージメントができる

- 180 ・上記支援のアウトカムとして家族機能とその改善に関する適切なアセスメントがで
181 きる
- 182 ・社会的養護の子ども及び家族を適切にアセスメントして、子どものパーマネンシー
183 を保障するソーシャルワークを行うことができる
- 184 ・上記のソーシャルワークに関して適切に記録に残すことができる
- 185
- 186 ・記録の重要性と適切な記録の書き方について説明することができる
- 187 ・適切な記録が作成できる
- 188 ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、適切な文書管理を行うことができる
- 189 ・ケース検討のためにケースの概要をまとめることができる
- 190 ・ケースの進行管理を行うことができる
- 191
- 192 ・子どもへの移行期支援を行うことができる
- 193 ・一時保護所での移行期（家庭から保護所等）ケアができる
- 194 ・一時保護を行うにあたり、子どもの生命の危機などを察知し、緊急性の判断を的確
195 に行うことができる
- 196
- 197 ・夫婦面接、家族合同面接を実施し家族間のコミュニケーションを促進し、意見や関
198 係の調整ができる
- 199 ・面接場面等において、保護者との適切なコミュニケーションを図り、保護者の特性
200 に応じた指導ができる
- 201 ・被害確認面接を行うことができる
- 202 ・保護者に対して、受容的な面接と指導的な面接を組み合わせる行うことができる
- 203 ・対人関係上のパターン、コミュニケーション上の自己覚知に努め、子どもや保護者
204 に対して接することができる
- 205
- 206 ・法的な判断を必要とするケースに対応するための適切な法的対応力を身につけてい
207 る
- 208 ・適切な調査を行うことができる
- 209 ・精神障害の特性を理解した対応ができる
- 210 ・外国籍の家族について対応できる
- 211 ・育成相談、保健相談、障害相談等、受け付けた様々な相談に対応するとともに、必
212 要に応じて市区町村による支援に移行されるよう、適切な援助・指導ができる
- 213 ・重症度判定のリスクアセスメント、及び子どもの生命の危機などを察知し、緊急性の
214 判断を的確に行うことができるよう演習を行う
- 215 ・児童心理司等と連携し、様々な家族再統合技法を活用することができる

- 216 ・ 棄児・置き去り児に対して適切な対応ができる
- 217 ・ 未就籍児童の就籍手続を援助することができる
- 218 ・ 療育手帳の手続きや、特別児童扶養手当診断に適切に対応することができる
- 219 ・ 施設入所等についての費用徴収事務を適切に行うことができる
- 220
- 221 3. 態度
- 222 ・ 子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢を持つことができる
- 223 ・ どの年齢であっても子どもの尊厳を尊重することができる
- 224
- 225 ・ 親・家族・関係機関を尊重するコミュニケーション態度を持っている
- 226 ・ 同僚や上司に対しても、子どもの権利を守ることに基づく意見をしっかりと述べるこ
- 227 とのできる態度を身に着けている
- 228 ・ 自己研鑽する姿勢を持ち、必要な知識や技能の習得に努めることができる
- 229 ・ 児童福祉司として身につけるべき倫理に基づいて行動することができる
- 230 ・ スーパーバイザー（スーパーバイズを受ける者）であることを自覚することができる
- 231
- 232 ・ 子どもの権利擁護実現のために仕事をしていることを、常に意識している
- 233 ・ 子どもの置かれた状況を正しく理解し、子どもの安心・安全のためにすべきことは何
- 234 かを常に念頭に置いている
- 235 ・ 援助方針を立てるときには、子どもの生命や最善の利益を何よりも重視し、判断を行
- 236 っている
- 237 ・ 支援計画にエンパワメントの視点を必ず盛り込んでいる
- 238 ・ 相談者や子どもに、安心感を持ってもらえる態度や言葉遣いをしている
- 239 ・ 他人の人間性を尊重し、常に素直な気持ちで相手から学び続けている
- 240 ・ チーム内外の情報交換を頻繁に行っている
- 241 ・ 個別ケース検討会議で決定した事項を確実に実施し、実施できなかった時には確実に
- 242 調整機関に連絡を行っている
- 243 ・ 日頃から関係機関と頻繁に連絡をとり、連携が図られるようにしている
- 244 ・ 個別ケースの進捗状況や支援の効果について、定期的に確認し見直しを行っている